

令和2年度第2回大石田町入札監視委員会会議録（定例会議）

開催日時	令和2年11月18日（水）午前10時00分～11時15分
開催場所	大石田町役場 2階「庁議室」
出席委員	委員長 柴田健一 委員 伊藤三之 委員 會田秀一 委員 鈴木喜左夫
事務局出席者	花田副町長、高橋総務課長、栗田財政主査、須藤主事補
関係課出席者	遠藤建設課長、荒井建設主幹、常盤管理主査、有川主任

議事概要

1. 開会	高橋総務課長の進行で開会する。（午前10時00分）
2. あいさつ	村岡藤弥町長が挨拶を行う。
3. 議題（委員長が議長となり、議事を進行する。）	
（1）建設工事等の入札・契約手続きの運用状況等について	
事務局	発注工事総括表、発注事業一覧表及び指名停止一覧表に基づき、令和2年4月から令和2年9月までに発注した工事、業務委託及び指名停止の状況について説明する。
（2）抽出事案の審議について	
事案抽出者より、抽出の理由などを説明	
抽出事案①：町道豊田1号線舗装補修工事	
担当課	担当課である建設課が、審議事案説明書及び入札調書、図面等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
担当課	舗装補修工事については、バックフォーを使用し上層部分を剥き、不陸整正を行った後に舗装をやり直す工法で行っておりますが、工法を検討し、今回は経済面で従来の工法よりも安価である路上路盤再生工法にて施工しました。 町内業者はほとんど行ったことのない工法でしたが、経済的に安価であることや表層部分のアスファルト廃材が発生しない点、構造としても強くなる点、工期も短くなる点から最も良い工法であると判断しました。ほとんど経験のない中での積算となったため、積算が難しく、入札回数が3回、また落札率が99.37%となってしまったと推測されます。
委員	99.37%の落札率は偶然ということでしょうか。
担当課	これまであまり経験のない工法の積算となったため、落札率が高くなってしまったと推測されます。
委員	添付の展開図について、前年度までに舗装補修工事を行った場所はありますか。
担当課	同地内で工事を行った場所はありますが、展開図に記載してある場所の工事は行っておりません。
委員	前年度に発注した工事も路上路盤再生工法を採用したのでしょうか。
事務局	そうです。
委員	その際も何度か入札を繰り返して落札業者が決定したのでしょうか。
担当課	2回目で落札業者が決定し、99%に近い落札率でした。

委員	路上路盤再生工法が一般的な工法になってきているのでしょうか。
担当課	路体そのものが痛んでいる場合には、下層路盤から変更する必要があるので、道路の傷み具合により工法が異なってきます。
委員	道路状況を都度、判断して、舗装補修工法を選択するということですね。
担当課	そうです。
抽出事案②：大石田駅都市施設改修整備基本計画策定業務	
担当課	担当課である建設課が、審議事案説明書及び入札調書、業務内容説明書等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
担当課	当該施設の特徴として、町の都市施設とJRの駅舎が一緒になっている合築施設となっており、1つの建物の中に2つの管理者がいる施設となっております。 当初の建築時は、JRが指名した建築会社が建てており、JRの敷地に隣接する工事については、JR側からの許可業者でないと工事ができない特殊なものとなっております。 落札業者は、これまで駅前広場の設計に携わるとともに、区画整理の計画から換地処分までの業務を行っており、実績があることから短期間で有利に進められると考え、1者による随意契約で業務を委託したところです。
委員	合築施設のためJRが指名する業者になりがちになる現状はわかりませんが、この会社しかできない業務なのか、他の業者でも行えるが、時間を要し工程通りに進まないからといった理由を明確にし、対外的に説明できるようにした上で業務を委託する必要があるのではないのでしょうか。
担当課	施設や駅前広場の設計を行っており熟知していたため、有利に短期間で行えるのではないかと考えたところです。
委員	過去の実績を重視して、最も有利だろうと判断したということですね。
事務局	指名業者選定審査会でも議論になりましたが、工事を行うために当該業務は早急に行わなければならない、これまでの経験と早急に業務に取りかけられることから、随意契約やむを得なしと判断しました。
委員	例として、分野は異なりますが、コンピュータのシステム開発などでは、開発した業者に改修等を依頼しがちになりますが、新規に参入した業者は期間内に行えず、競争はできるが、工期限内に完成できないということから1者に絞り込むことはあります。予定されている期日に間に合わせるには、当該業者しかできないといったことを明確にしていなければならないと思います。
事務局	随意契約の理由の中に、委託期間内で目的達成が可能という文言がありますが、さらに詳しく説明できるようにしていきたいと思います。
委員	町としても議論を重ねたようですが、第三者がみても疑問が無いようにするべきだと思います。
(3) 新たな入札制度の方向性について	
事務局	不正事件の再発防止策の概要及び新たな入札制度の概要について説明する。
委員	新たな入札制度の概要で価格以外の要素も評価対象とする総合評価方式によると思いますが、これまでの入札ではその場で落札業者が決定していたと思いますが、これからはその場では決定しないということでしょうか。

事務局	山形県も行っている総合評価落札方式というものがあり、事業の施工計画そのものを提案する型もありますが、事前に提出された書類を審査し、企業の能力等を点数化し入札金額と併せて判断した点数で落札者を決定する方式を検討しております。現在作成中の案ですが、山形県が示している方式のうち、簡易Ⅱ型を基本として検討しているところです。
委員	入札金額が低いのになぜ落札できなかったかと疑問に思う業者がいると思いますが、その場合にはどのように対応するのでしょうか。
事務局	不明な点があれば、書面で質問を提出していただき、書面で返答するような形を考えております。
委員	地域要件はどのように考えているのでしょうか。
事務局	2年に1回、競争入札に対しての参加資格者名簿を作成しますが、その中で本店又は支店を登録する項目があります。設計金額等により、事業所の所在地を考慮した上で指名業者数が一定数を超え、談合が行われにくいような状況を作り出すよう選定していきたいと考えております。 また、町内に本店又は支店があることを評価材料とし、法人税の支払い実績を評価したいと考えております。
委員	小規模な会社は従業員の自宅に営業所を設置している場合もあり、登記簿上に反映しませんが、その場合はどうなるのでしょうか。
委員	町に対する貢献が税金面であるかどうかということで、自宅に従業員がいるだけでは実績にならないのではないかと思います。また、雇用面でも町内に雇用投資をしているかということも重要になってくるのではないのでしょうか。
事務局	代表権をもっている方が支店にいるかどうかも選定要件になってくると思います。
委員	総合評価方式のノウハウは蓄積しているのでしょうか。 恣意的であってはいけないため、総合評価方式により裁量権が大きくなるため、利権が働かないよう、どのように公明正大さを担保していくのが重要になってくるのではないのでしょうか。 また、予定価格の事前公表のデメリットはどのようなことを想定しているのでしょうか。
事務局	予定価格が目安になり、入札価格が高止まりすることや積算能力のない業者でも予定価格をもって札入れができるということ、また談合が容易に行われる可能性があることを想定しております。 そのことを踏まえて国については、予定価格を事前に公表しない方向に移ってきております。地方公共団体においては総務省が管轄になり、予定価格の事前公表は地方公共団体に任せておりますが、予定価格を事前公表したことにより問題が発生した際には適切に対処するよう指導を受けております。
委員	予定価格を迫ってくる業者には別の方法で防がなければならないということですね。
委員	メリットとしては、能力のある業者が入札に参加し、安い金額で工事や業務を行えることが最大のメリットと考えます。
事務局	平成21年度から総合評価落札方式自体はすでに導入しておりますが、事務量が多いこと等から実績があまり増えていないのが実情です。恣意的にならない対策として、現行の制度と同様に事前に外部組織の方より評価項目等を審査していただいた

	き、改めて制度を見直したうえで評価していきたいと考えております。
事務局	評価項目や加点項目については、有識者2名により意見を徴取した上で、判断内容を決定します。また、評価に関する情報は事前に公表し、担当する職員や業者に仕組みを説明したうえで、令和3年4月から運用を開始したいと考えております。
委員	指名競争入札については、業者は待っていても入札案件がわかりますが、一般競争入札方式では、自分から入札情報を取りにいかないと案件が発生しているかどうかもわかりません。せっかく制度を作ったのに応札者がいないのは困りますから、ホームページに掲載するだけでなく、任意団体等に何らかのアプローチを考えないと業者が応札してくれないことも考えられるので、周知方法を考えていかなければならないと思います。
事務局	検討します。
委員	随意契約ガイドラインを作成したようですが、これはどのように活用するのでしょうか。
事務局	不正事件を受けて、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号について、職員1人1人が改めて再確認するとともに、統一した基準で判断できるよう共通理解を図るため、職員に配布したものです。内容は、全職員を対象に説明会を行い、共通認識の下で発注業務を行っております。
(4) その他	
事務局	<p>次回の定例会議については、入札監視委員会の運営等に関する事務処理要領第3条で、当該年度の下半期(10月から3月まで)に町が発注した建設工事等について報告することになるため、5月18日(火)午前10時からの開催にします。</p> <p>また、同要領の第4条第2項により、次回開催の委員会における審議議案の抽出については「委員長を除く委員について50音順の輪番により指名する」となっており、名簿の50音順により伊藤委員になります。</p> <p>発注事業一覧表をまとめ次第お送りしますので、よろしく申し上げます。</p>
4. 閉会 (午前11時15分)	